

ニューヨーク州の統一安全確保計画 (PAUSE) について

(2020年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ニューヨーク事務所

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューヨーク事務所が現地法律事務所バロン・ストール・ベイダー・アンド・ナドラー（Ballon Stoll Bader & Nadler）法律事務所に作成委託し、2020年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびバロン・ストール・ベイダー・アンド・ナドラー（Ballon Stoll Bader & Nadler）法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびバロン・ストール・ベイダー・アンド・ナドラー（Ballon Stoll Bader & Nadler）法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューヨーク事務所
E-mail：NYA@jetro.go.jp

JETRO

目次

| | |
|-------------------------------|---|
| PAUSE Plan の概要 | 1 |
| 1. はじめに..... | 1 |
| 2. 本命令の主な内容..... | 1 |
| 3. 必要不可欠なビジネス..... | 2 |
| 4. 「必要不可欠な事業」として指定を受ける方法..... | 6 |
| 5. 違反行為に対する罰則..... | 8 |

ニューヨーク州の統一安全確保計画（PAUSE）について

新型コロナウイルスへの対応として、2020年3月7日、ニューヨーク州のアンドリュウ・クオモ知事は緊急事態宣言を発令し、その後も一連の行政命令¹を発動している。同月20日に発表された New York State Policies Assure Uniform Safety for Everyone (PAUSE) Plan（ニューヨーク州統一安全確保計画）では、一部の業種を除いて、労働者が職場に出勤することが禁止²されている（以下「本命令」という）。

PAUSE Plan の概要

1. はじめに

本命令により、「必要不可欠なビジネス」（“Essential Business”）³に従事する場合を除いて、すべての労働者に対し、事業所や職場での勤務が禁止された。本命令の有効期間は、2020年3月22日午後8時から同年4月15日午後11時59分まで⁴とされているが、今後の状況によってはさらに延長される可能性がある（ジェットロ注：本命令の有効期間は、4月7日付で4月29日午後11時59分まで延長された⁵）。

2. 本命令の主な内容は以下のとおり。

- 必要不可欠なサービスまたは製品を提供するビジネスを除く全事業について、職場での勤務は禁止され、閉鎖される。
- 自宅内、または必要不可欠なビジネスに従事する場合を除き、他人と一定の距離を保たなければならない。
- 必要不可欠なビジネスに従事する企業や団体は、事業所を利用する人々が互いに6フィート（約1.8メートル）以上の距離を保つことを促進するルールを設定しなければならない。

¹ Executive Order 202。本緊急事態に関するものとして、3月31日時点で202.13号まで発効されている。

² 3月18日付けの Executive Order 202.6号（リンク先は以下のとおり。）

<https://www.governor.ny.gov/sites/governor.ny.gov/files/atoms/files/EO202.6.pdf>）と同命令を一部修正する同月20日付け Executive Order 202.8号に基づく。

³ 詳細については、本稿3.を参照。本稿では、Essential Businessを指すものとして、必要不可欠なビジネス、または必要不可欠な事業といった用語を用いている。

⁴ 3月30日付けで発効した Executive Order 202.13号により有効期間が4月15日までとされた。同命令のリンク先は以下のとおり。

https://www.governor.ny.gov/sites/governor.ny.gov/files/atoms/files/EO_202.13.pdf

⁵ 4月7日付けで発効した Executive Order 202.14号により有効期間が4月29日までとされた。同命令のリンク先は以下のとおり。

https://www.governor.ny.gov/sites/governor.ny.gov/files/atoms/files/EO_202.14_final.pdf

3. 必要不可欠なビジネス

必要不可欠なサービスや商品を提供するビジネスについては、例外的に職場での勤務などが認められている。

(1) どのような事業が「必要不可欠」(“Essential”)とみなされるかについては、ニューヨーク州経済開発省(The New York State Department of Economic Development。別名はThe Empire State Development Corporation。以下「ESD」という)の判断に基づいて、指定されている⁶。ESD から指定を受けた事業は、2020年3月31日の時点では以下のとおり。なお、後述(4.(1)を参照)のように、「必要不可欠」として指定される業種は随時改訂されており、今後も変更される可能性がある。なお、「必要不可欠な事業」に該当するかの判断は、まずは事業主自身に委ねられ、該当すると判断される場合、特に書類を整備するなどの対応は要請されていない。ただし、本命令への違反は罰則の対象となり得るため、誠実な判断が求められる(後述5.を参照)。

(2) 必要不可欠なビジネスとして指定されているサービスまたは商品(2020年3月31日時点)

① 必要不可欠な医療健康管理(ヘルスケア)事業

- 研究および実験室サービス
- 病院
- 診療所
- 緊急獣医、畜産サービス
- 高齢者ケア施設
- 医療用品の卸売および配給
- 在宅医療従事者または高齢者介護者
- 医師および救急歯科
- 老人ホーム、住宅介護施設、または児童養護施設
- 医療用品、医療機器の製造者およびプロバイダー
- 公認ライセンスを有するメンタルヘルスプロバイダー
- 公認ライセンスを有する薬物乱用治療プロバイダー
- 医療費請求業務

⁶ 必要不可欠なビジネスを説明する NY 州によるガイダンスへのリンク先は以下のとおり。
<https://esd.ny.gov/guidance-executive-order-2026>

② 必要不可欠なインフラ事業

- 発電、燃料および電力供給サービスを広く含む、公共機関および民間企業による公共事業
- 公共用水および廃水
- 通信およびデータ管理
- 空港および航空会社
- 商用船、港湾および海港
- バス、鉄道、タクシーなどの輸送事業、駐車場
- ホテルその他の宿泊施設

③ 必要不可欠な製造業

- あらゆる食品・飲料を対象とする、食品加工および製造業
- 化学薬品
- 医療機器および医療器具
- 医薬品
- 米国食品医薬品局の規制を受けた、個人ケア用品を含む衛生用品
- 電気通信
- マイクロエレクトロニクスおよび半導体
- 食料生産農業および農場
- 家庭用紙製品
- 防衛産業と輸送インフラ

④ 必要不可欠な小売業

- あらゆる種類の食品、飲料を扱う食料品店のすべて
- 薬局
- コンビニエンスストア
- ファーマーズ・マーケット
- ガソリンスタンド
- レストラン、バー（ただし、持ち帰りまたはデリバリーフードサービスのみ）
- 金物類、家庭用電化製品、および建材店
- ペットフード

⑤ 必要不可欠なサービス業

- ゴミおよびリサイクル品の収集、処理、廃棄
- 郵便および配送サービス
- コインランドリー、その他の衣類/布地の洗濯サービス
- 建物の清掃および管理
- 託児サービス
- 自転車の修理
- 自動車の修理
- 自動車販売⁷

注) 遠隔またはオンラインでの販売に限定される。車両の返却や配送は事前に予約し、対面で行われる必要がある。

- 倉庫、流通および配送
- 葬儀場、火葬場、墓地
- 必要不可欠な機能を果たす事業向けの保管業
- 公共事業用施設および同施設内に保管された資材、製品の管理・警備
- ペット用シェルターおよびペットケア・サービス

⑥ 報道機関

⑦ 財務関連事業

- 銀行または融資機関
- 保険業
- 給与支払サービス
- 会計業務
- 金融市場関連サービス

⑧ 生活困窮者への必需品の提供

- ホームレス用避難所および集合介護施設
- 無料食品配給サービス
- 州から認可または資金提供を受けた自主的プログラムにおける患者の対人によるケア、当該地区または州が認可した住宅施設の居住者の介護・保護・監

⁷ 自動車販売業は、当初は指定事業に含まれていなかったが、3月26日付けで同事業に指定された。

護または監視、あるいは、対人でのケアやサポートを提供するコミュニティシェルターその他不可欠の福祉事業プロバイダー

⑨ 建設業

- 電気技師や配管工などの熟練工
- 建設会社や建設関連の専門家

注) 必要不可欠および緊急を要する建設を除く、すべての建設作業は禁止される。

- 「必要不可欠」な建設には、道路、橋梁、輸送施設、公益事業、病院または医療施設、低所得者用住宅、ホームレス用避難所の建設工事が該当します。
- 「緊急を要する」建設には、①建物居住者の安全衛生保護のため必要な建設工事、または、②未完成の状態で放置すると危険なため工事を継続する必要がある場合が該当します。ただし、②については、一旦放置しても安全が保てる状態に至れば、工事を中断しなければなりません。
- 上記の例外にあたる場合でも、作業の際は各作業員の間隔を維持する必要があります。
- 作業員が1人のみの建設現場は、本命令による制限を受けません。

⑩ 国家防衛

- 米国政府または米国政府の受託業者をサポートする、防衛および国家安全保障関連の業務

⑪ 居住物件その他事業の安全、衛生および運営にとって必要不可欠なサービス

- 収監および社会内処遇者の監督を含む法執行機関
- 消防および防災活動
- 建築関連法監督機関
- 警備
- 緊急事態管理と対応、緊急医療サービス、緊急通報（911番）
- 清掃業
- 施設の一般的な維持管理
- 車両の修理
- 消毒サービス
- 住宅引越サービス

⑫ 必要不可欠なサービスまたは製品の提供者

- 物流管理
- オンライン上で提供されるサービスの技術サポート
- 保育プログラムおよびサービス
- 政府機関が所有または借りている建物
- 重要な政府サービス
- オンラインまたは遠隔教育、あるいは遠隔的な手段で提供されるクラスの実施に必要な労働者

4. 「必要不可欠な事業」として指定を受ける方法

(1) ESD による指定を受ける方法

ESD が指定した事業に含まれていない事業であっても、申請によって、新たに「必要不可欠な事業」として認められる可能性がある⁸。指定事業以外の業種から申請を受領した ESD が、当該事業を稼働させることが、新型コロナウイルスへの対応策として州民の利益に資すると判断する場合、指定事業に含められることとなる。

このような申し立ては、以下の ESD のウェブサイトから行うことができる。申し立てにあたっては、自社のビジネスが「必要不可欠」とされるべき理由を説明する必要がある。

(ESD のウェブサイト)

<https://esd.ny.gov/content/request-designation-essential-business-purposes-executive-order-2026>

(ESD の連絡先)

住所 ESD main office (NYC)

633 Third Avenue – Floor 37

New York, NY 10017

電話 (212) 803-3100

⁸ 自動車販売業は、当初は指定事業に含まれていなかったが、New York Independent Automobile Dealers Association からの申し立てに基づき、3月26日付けで同事業に指定された。

他方、すでに「必要不可欠」として指定されているサービスや商品を提供する場合でも、ESDが見直し、上記リストから除外される可能性もある。例として、当初建築業は、建築物の種類を問わず「必要不可欠な事業」に指定されたが、その後の変更で、道路、橋梁、輸送施設、公益事業、病院または医療施設、低所得者用住宅、ホームレス用避難所の建設に限って指定事業と扱われている⁹。

(2) ESD への申し立てが認められない業種

別途、行政命令で事業所の閉鎖を命じられた以下のような事業については、申請を行うことが認められない¹⁰。

- レストラン（持ち帰りおよび配達は認められる）
- バー
- ビデオ宝くじゲームの実施を許可された企業
- カジノ
- ジム
- フィットネスセンターまたはフィットネスクラス
- 映画館
- 大規模な集会施設
- コンサートホール
- コンファレンスの開催
- 礼拝サービス
- スポーツイベント
- 理髪店
- 美容院
- 刺青（タトゥー）またはピアス専門店
- パーソナルケアサービス（例：ネイル施術、美容師、エステティシャン、脱毛サービス）
- 屋内または屋外を問わず、大衆向け娯楽サービス全般（例：遊園地、移動遊園地、ウォーターパーク、水族館、動物園、ゲームセンター、子供用のプレイセンター、ボウリング場、その他家族や子供向けのアトラクション、など）

⁹ 3月30日付けで発効した行政命令（Executive Order 202.13号）によって“Essential Construction”の意義が限定された。同命令のリンク先は以下のとおり。

https://www.governor.ny.gov/sites/governor.ny.gov/files/atoms/files/EO_202.13.pdf

¹⁰ 3月16日付けの Executive Order 202.3号、同月18日付け 202.5号および同月19日付け 202.7号に基づく。

- 10 万平方フィート超の賃貸用スペースを備えるショッピングモールの屋内共有スペース¹¹
- 以上の他、50 人以上が集まるイベントの実施または場所の提供を行うあらゆる事業

5. 違反行為に対する罰則

本命令に違反した事業者に対しては、違反行為 1 回あたりにつき最高 2,000 ドルの罰金、および最長 1 年の懲役刑が科される可能性がある¹²。ニューヨークで事業を行う企業は、本命令を遵守する上で細心の注意を払い、疑問などがあれば弁護士に相談することを推奨する。

6. 「必要不可欠な事業」についてよくある質問と回答

Q. 「必要不可欠な事業」を扱う企業では、従業員全員について職場勤務が認められるか？

A. いいえ。①ESD によって必要不可欠とみなされた製品やサービスを提供する事業を維持するため必要な従業員が、②当該製品やサービスを提供するため必要な場所で勤務することのみが許される。

例えば、ある企業が同一の工場内に複数の生産ラインを有しているが、指定事業にあたる医療機器を生産するのはそのうち一つのみで、他のラインは玩具の生産用である場合、工場内での勤務が認められるのは、医療機器用ラインの生産能力を維持する上で必要な従業員に限定される。玩具用の生産ラインは、同じ工場内にあっても稼働できない。

¹¹ ショッピングモール施設内の店舗であっても、建物外部に通じる店舗専用の出入り口があり、そこから持ち帰りや宅配サービスの提供ができる場合は除外されます。ただし、ショッピングモール屋内の共有スペース内への入り口は、閉鎖される必要があります(3 月 18 日付け Executive Order 202.5 号参照)。

¹² ニューヨーク州公衆衛生法 (Public Health Law) 第 12 条

Q. 自社のビジネス自体は「必要不可欠」として指定された業種にあたらないが、他社の「必要不可欠な事業」をサポートしている場合はどのように扱われるか？

A. あなたのビジネスが他社の「必要不可欠な事業」に必要な品や材料を供給する販売業者、サプライヤーである場合や、その他の方法でそのような事業をサポートしている場合は、「必要不可欠な事業」に準じて扱われることになる。なお、サプライヤー自身が、「必要不可欠な事業」に準じて取り扱われるか否かを判断することが許されており、該当すると判断される場合、特に書類を整備するなどの対応は要請されていない。

Q. 「必要不可欠」な業種にあたらず、在宅勤務が義務づけられる場合でも、たとえば、郵便物を受け取るために職場を訪れることは許されるか？

A. そのような訪問が、郵便物の授受といった特定の目的に基づいており、単独で、かつ他人と接触しない場合に限り認められる。ただし、訪問目的を達成したら、ただちに退去しなければならない。

なお、ESDも [Q&A](#) を公表しているので、参考にされたい。